

『しがぎん』スピードローン（ジャストサポート）（提携ローン）規定

この規定は、お客さま（以下「借主」といいます。）と株式会社滋賀銀行（以下「当行」といいます。）との間の、『しがぎん』スピードローン（ジャストサポート）にかかる取引に関する取り決めです。

借主は、この規定を承認のうえ、当行に対し借入を申込みます。本規定は、民法第587条の2第1項の規定にかかわらず、当行が金銭を貸し渡すまでは効力が発生しないものとし、貸し渡した日に効力を生じるものとします。

第1条（元利金返済額等の自動支払）

1. 借主は、元利金返済のため各返済日（返済日が銀行休業日の場合は、その日の翌営業日。以下同じです）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合は、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じです）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
2. 当行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、当行はその一部の返済にあてる取扱いをせず、その元利金返済額全額の返済が遅延することになります。
3. 毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、当行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第2条（繰り上げ返済）

1. 借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は、借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の3営業日前までに当行へ通知するものとします。
2. 半年ごと増額返済部分を含む繰り上げ返済分について未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
3. 一部繰り上げ返済をする場合には、下表のとおり取扱うものとします。

	毎月返済のみの場合	半年ごと増額返済併用の場合
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金の合計額	下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日に続く6ヵ月単位にとりまとめた期間中の毎月の返済元金 ②上記期間中の半年ごと増額返済元金
返済期日の繰り上げ	繰り上げ返済額に相当する期間だけ以後の各返済期日を繰り上げます。 この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、借入要項記載どおりとし、変わらないものとします。	

第3条（利率の変更）

借入要項に定めた利率の変更にもなう取扱いは次のとおりとすることに同意します。

1. 借入要項に定めた利率は、当行の短期貸出最優遇金利（短期プライムレート）に連動する当行の長期貸出最優遇金利（以下「基準金利」といいます）を基準として、以降次項2に規定する方法により引上げまたは引下げられるものとします。なお、基準金利の取扱いが廃止される等金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、基準金利を一般に行われる程度のものに変更することができるものとし、変更後初回における前回との比較は当行が相当と認める方法によるものとします。以後基準利率の対象となったものの取扱いが廃止された場合も同様とします。

2. 利率引上げ幅または引下げ幅の算出は、毎年4月1日および10月1日（いずれも銀行休業日の場合は翌営業日。以下「基準日」といいます）に行うものとし、利率引上げ幅または引下げ幅は前回基準日（借入日が前回基準日以降の場合は借入日）における基準金利と新基準日における基準金利の差とします。これにより利率を変更する場合、基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日（半年ごと増額返済を併用する場合は、基準日の翌々月以降最初に到来する増額返済日の翌日）から新利率を適用するものとします。
3. 上記各項により利率が変更され、毎回の元利金返済額に変更がある場合は、新利率、残存元金、残存期間等により算出した新元利金返済額を支払うものとします。なお、利率が変更された場合、当行は原則として変更後第1回の約定返済日までに、変更後の利率、元利金返済額に占める元金および約定利息の割合等を文書により借主に通知するものとします。

第3条の2（表明保証）

1. 借主は、現在、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ① 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ③ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

第4条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合は、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、ただちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - ① 借主が返済を遅延し、当行から20日以上相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにも係らず、当該書面に記載された期日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき
 - ② 借主が住所変更の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって、当行に借主の所在が不明となったとき
 - ③ この債務の保証提携先（または保険者）から、保証委託申込時の悪意による虚偽申告など借主の責めに帰すべき事由により、保証の取消、解除をした旨の申出があったとき
2. 次の各場合には、借主は、当行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、ただちにこの契約による債務全額を返済するもの

とします。

- ① 借主が当行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき
 - ② 借主が第8条（代わり証書等の差し入れ）の規定に違反したとき
 - ③ 借主が支払いを停止したとき
 - ④ 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ⑤ 株式会社株式会社オリエントコーポレーション（以下「保証会社」といいます）から、この取引にかかる保証の中止または解約の申出があったとき
 - ⑥ 借主が、暴力団員等もしくは前条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または前条の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合
 - ⑦ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたときと客観的に認められるとき
3. 前項第6号の規定の適用により、借主に損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。また、当行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第5条（当行からの相殺）

1. 当行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の当行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかに係わらず相殺することができます。この場合、書面によりその結果を通知するものとします。
2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第6条（借主からの相殺）

1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の当行に対する預金その他の債権とを、この契約による期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第2条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の3営業日前までに当行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印してただちに当行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第7条（債務の返済等にあてる順序）

1. 当行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに当行取引上の他の債務があるときは、当行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに当行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、当行が指定することができます。

借主はその指定に対して異議を述べないものとします。

3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書または第3項によって当行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第8条（代わり証書等の差し入れ）

事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は当行の帳簿、伝票、電磁記録等に基づき債務を弁済するものとします。なお、借主は当行の請求によって代わり証書等を差し入れるものとします。この場合に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主の負担とします。

第9条（印鑑照合）

当行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

第10条（費用の負担）

1. 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。
 - ① この契約（保証会社との信用保証委託契約を含む）に関する諸契約書類にかかる印紙税
 - ② 借主に対する権利の行使または保全に関する費用
2. この契約に関し、借主が負担すべき手数料、印紙税その他一切の費用については、各種預金規定の定めにかかわらず普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず、借主名義の返済用預金口座から払い戻しのうえ、費用の支払いにあてることができるものとします。

第11条（届出事項）

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他当行に届け出た事項に変更があったときは、借主はただちに書面により当行に届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠る、あるいは借主が当行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、当行が借主から最後に届け出のあった氏名、住所あてに行った通知または送付書類が、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第11条の2（成年後見人等の届け出）

1. 借主に対し家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、借主およびその補助人・保佐人または後見人は、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により当行に届け出るものとします。
借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
2. 借主に対し家庭裁判所の審判により、後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面により当行に届け出るものとします。
3. 借主がすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がさ

れている場合にも、借主およびその補助人・保佐人または後見人は、前2項と同様に当行に届け出るものとします。

4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に当行に届け出るものとします。
5. 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

第12条（報告および調査）

1. 当行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、借主は担保の状況ならびに借主の信用状態等につきただちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、担保の状況、または信用状態等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは当行から請求がなくてもただちに報告するものとします。

第13条（債権譲渡）

1. 当行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含む）することおよび譲受人から再び譲り受けることができます。
2. 前項により債権が譲渡された場合、当行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む）の代理人になるものとします。借主は当行に対して、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元金返済額を支払い、当行はこれを譲受人に交付するものとします。
3. 第1項の債権譲渡に伴い、当行は借主および保証人の氏名、住所、電話番号その他当行に届け出た事項のほか、借主の信用状態についての情報など、債権譲渡に必要と認められる顧客情報を譲受人に提供することができるものとし、借主は異議を述べないものとします。

第14条（信用保証）

借主は、当行が保証会社を借主の連帯保証人として信用保証契約を締結することに同意し、次のとおり約定するものとします。

- ① 上記信用保証契約により当行が保証会社より代位弁済を受けた場合には、本契約に基づく当行の債権（代位弁済金対当額）は保証会社において代位取得することを異議なく承諾します。
- ② 代位弁済金により当行が債権を回収できなかった場合、または代位弁済金が債権全額に満たなかった場合には、当行から請求があり次第ただちに残額を支払います。

第15条（団体信用生命保険）

この契約において団体信用生命保険の付保を「有」とした場合は、借主（被保険者）は被保険者として、当行の指定する団体信用生命保険に加入するものとし、次の事項を確約します。

1. 団体信用生命保険契約に基づき、当行が保険金を受領したときは、当行は受領金相当額の借主（被保険者）のこの契約による債務につき期限のいかんに関わらず返済があったものとして取り扱うものとします。なお、未収利息その他の費用等、不足する金額がある場合は、当行の請求があり次第ただちに支払います。
2. 前号に係わらず、借主（被保険者）の告知義務違反等の事由により、当行が保険会社（保険者）から給付を受けた保険金の返還を請求された場合は、借主（被保険者）は返還すべき金額に相当するこの契約によって負担する一切の債務につき、借入要項記載の元金返済の方法によらずただちに返済するものとします。
3. 万一、借主（被保険者）がこの契約による債務の返済を怠ったまま、上記団体信用生命保険契約の保険期間を経過する場合は、借主（被保険者）は、当行が必要に応じ、上記保険契約の保険期間を延長し、または、別に当行が指定する保険会社との間で、借主を被保険者、当行を保険

金受取人、債権金額を保険金額とし、保険期間を当行の任意とする生命保険契約を締結することに同意します。なお、この場合、当行の支払う保険料その他の費用は、借主が負担するものとします。

第16条（振込に関する特約）

この契約に基づく借入金が物品購入先への支払を目的としたものである場合において、当行がこの契約時に当該代金（またはその残額）の振込支払を条件とした場合には、借主はあらかじめ所要事項を記載した振込依頼票または本人確認が完了した場合は、電話等にて受付した内容により当行に振込を依頼するものとします。

第17条（個人信用情報機関への登録）

1. 借主は、この契約に基づく借入金額、借入日、最終回返済日等の借入内容にかかる客観的事実について、借入契約期間中およびこの契約による債務を全額返済した日から5年間、個人信用情報機関に登録され、同機関の加盟会員ならびに同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意するものとします。
2. 借主は、次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意するものとします。
 - ① この契約による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延した日から5年間
 - ② この契約による債務について保証人、保証提携先など第三者から当行が支払いを受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続により当行が回収したときは、その事実発生日から5年間

第18条（取引規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期をあらかじめ当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第19条（合意管轄）

この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第20条（公正証書の作成義務）

借主は当行の請求があるときは、ただちにこの契約による債務について強制執行の認諾がある公正証書を作成するため必要な手続をとるものとします。このために要した費用は借主と保証人が負担するものとします。

第21条（支払停止の抗弁）

1. 借主は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する役務について、当行に対する支払いを停止することができるものとします。
 - ① 役務の提供がなされないこと

- ② 役務の提供に瑕疵があること
- ③ その他役務の提供について、役務提供事業者に対して生じている事由があること
- 2. 当行は、借主が第1項の支払いの停止を行う旨を当行に申し出たときは、ただちに所要の手続きをとるものとします。
- 3. 借主は、第2項の申し出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、役務提供事業者と交渉を行うよう努めるものとします。
- 4. 借主は、第2項の申し出をしたときは、速やかに事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと）を当行に提出するよう努めるものとします。また、当行が上記の事由について調査する必要があるときは、借主はその調査に協力するものとします。
- 5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
 - ① 本契約が割賦販売法の適用を受けないとき
 - ② 本契約が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、役務提供契約が割賦販売法第35条の3の60第2項に該当するとき
 - ③ 表記支払総額が4万円に満たないとき
 - ④ 借主による支払の停止が信義に反すると認められるとき
 - ⑤ 第1項各号の事由が借主の責に帰すべきとき

第22条（用語の読み替え）

本契約が割賦販売法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせんにあたる場合は、金銭消費貸借契約書、ローン規定の用語について、下表のとおり割賦販売法上の標準用語に読み替えるものとします。

ローン契約書、ローン規定の用語	割賦販売法上の標準用語
借入金額	現金価格
元利金返済額	分割支払金
借入期間	支払期間

以 上
(2020年4月1日現在)